

○ 総務省令第 号

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三号）第三条の二第五項、第四十八条第一項及び第六十二条の規定に基づき、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第四十八条第一項に規定する総務省令・外務省令で定める者及び第六十二条に規定する総務省令・外務省令で定める者を定める省令を次のように定める。

令和五年 月 日

総務大臣 松本 剛明

外務大臣 上川 陽子

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条の二第五項に規定する総務省令・外務省令で定める者、第四十八条第一項に規定する総務省令・外務省令で定める者及び第六十二条に規定する総務省令・外務省令で定める者を定める省令

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条の二第五項に規定する総務省令・外務省令で定める者）

第一条 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（以下「法」とい

う。）第三条の二第五項に規定する総務省令・外務省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 公益財団法人日本台湾交流協会（昭和四十七年十二月八日に財団法人交流協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）台北事務所長

二 公益財団法人日本台湾交流協会高雄事務所長
(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第四十八条第一項に規定する総務省令・外務省令で定める者)

第二条 法第四十八条第一項に規定する総務省令・外務省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 公益財団法人日本台湾交流協会台北事務所の職員又は職員であった者

二 公益財団法人日本台湾交流協会高雄事務所の職員又は職員であつた者
(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第六十二条に規定する総務省令・外務省令で定める者)

第三条 法第六十二条に規定する総務省令・外務省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 公益財団法人日本台湾交流協会台北事務所
二 公益財団法人日本台湾交流協会高雄事務所

附 則

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日から施行する。